

# 特定非営利活動法人 日本水フォーラム定款

## 第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人は、特定非営利活動法人 日本水フォーラムと称する。  
2 この法人の英語名は Japan Water Forum (略称=JWF) とする。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 この法人は、2003年に開催された第3回世界水フォーラムで培われた人的財産、知識・情報、経験および国際信用を維持発展させ、このフォーラムの理念に則り、水が持続可能な開発、貧困及び飢餓の撲滅並びに人の健康や福祉にとり不可欠であることに鑑み、水問題に関わる国内外の水関係諸機関及び市民をはじめとした水関係者の交流連携窓口となって活動を支援し、国際的な水問題や議論の発展調整を図り、世界の水問題に関する具体的行動を実現並びに促進させ、もって国内外の水問題の解決に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
- (1) 国際協力の活動
  - (2) 災害救援活動
  - (3) 環境の保全を図る活動
  - (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - (5) 社会教育の推進を図る活動
  - (6) まちづくりの推進を図る活動
  - (7) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
  - (8) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (9) 地域安全活動
  - (10) 人権の擁護又は平和の活動の推進を図る活動
  - (11) 男女共同参画社会の形成の推進を図る活動
  - (12) 子どもの健全育成を図る活動
  - (13) 科学技術の振興を図る活動
  - (14) 経済活動の活性化を図る活動
  - (15) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次に関する事業を行う。
- (1) 世界水フォーラムへの参画及びアジア・太平洋水フォーラムの運営等を通じた国内外の水問題に関する政策提言及びそのフォローアップ、調査研究、並びに連携促進事業
  - (2) 日本の技術・経験等に関する情報発信事業、並びに諸外国との技術交流・経験共有に係る事業
  - (3) 水関連課題を抱える発展途上国及び国内外地域に対する支援
  - (4) 国内外の水問題の解決促進に向けた人材育成、関心喚起及び普及啓発事業
  - (5) 上記事業を実施するための調査・研究事業
  - (6) その他第3条の目的を達成するために必要な事項に関わる事業

### 第3章 会 員

#### (種 別)

第 6 条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」いう。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会における議決権を有する。

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体で、総会における議決権は有しない。

#### (入 会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件は定めない。

2 この法人の会員になろうとする者は、代表理事が別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

3 代表理事は、前項の申込者が本会の目的に賛同するものであると認められるときは、正当な理由のない限り入会を認めなければならない。

4 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

5 会員になろうとする者は、代表理事より入会許可後、会費納入を確認したのち会員となる。

6 正会員のうち、団体会員にあっては、団体等の代表者として本法人に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、代表理事に届け出なければならない。

7 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を代表理事に提出しなければならない。

#### (会 費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める会費を毎年納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

#### (退 会)

第 10 条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

#### (除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけるか、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

#### (抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費及びその他の抛出金品は、その理由の如何を問わず返還しない。

### 第4章 役 員

#### (種類及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、2名の副代表理事を置くことができる。

(選任等)

- 第 14 条 役員は、総会の議決により選任する。
- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
  - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
  - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
  - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の職務を執行する。
  - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
    - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
    - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

- 第 16 条 役員任期は、2年とする。但し再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局及び職員)

- 第 20 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
  - 3 事務局長は、代表理事が任免する。
  - 4 職員は、事務局長が任免する。

## 第 5 章 名誉総裁及び会長等

(名誉総裁及び会長等)

- 第 21 条 この法人は、代表理事が理事会の同意を経て、前章に規定する役員及び役職とは別に、名誉総裁、会長の役職を設置、推戴することができる。

(名誉総裁)

- 第 22 条 名誉総裁は、この法人の名誉的役割を担うものとする。

(会 長)

- 第 23 条 会長は、この法人の基本理念及び行動規範の指導、助言にあたる。
- 2 会長は、この法人の目的及び事業に賛同する者のなかから、会長が選任し評議員を委嘱することができる。
  - 3 会長は、この法人の目的及び事業に資するため、評議員のうちから、副会長の委嘱をおこなうことができる。

(副会長)

- 第 24 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 2 副会長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(評議員)

- 第 25 条 評議員は、会長及び理事会の諮問にこたえるほか、指導、助言する。
- 2 評議員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(評議会)

- 第 26 条 この法人に評議会を置き、会長、副会長及び評議員をもって構成する。
- 2 評議会は、会長が必要と認めたとき、または代表理事から要請があったとき、会長が招集する。
  - 3 評議会の議長は、会長がこれにあたる。
  - 4 この条に定めるもののほか、評議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

## 第 6 章 総 会

(種 別)

- 第 27 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構 成)

第 28 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 名誉総裁、会長、副会長、評議員及び賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第 29 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 30 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき
- (4) 代表理事が必要と認めたとき

(招集)

第 31 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 32 条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第 33 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

(議決)

第 34 条 総会における議決事項は、第 31 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会における正会員の議決権は、会費の口数にかかわらず 1 会員 1 票とする。

(表決権等)

第 35 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることがで

きない。

(議事録)

- 第 36 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印又は記名押印しなければならない。

## 第 7 章 理事会

(構成)

- 第 37 条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

- 第 38 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
  - (4) 会員の除名
  - (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第 39 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めたとき
  - (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき
  - (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき

(招集)

- 第 40 条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法をもって、少なくとも理事会の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第 41 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

- 第 42 条 理事会における議決事項は、第 40 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第 43 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定によって表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第44条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法による表決者、又は表決委任者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印又は記名押印しなければならない。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第45条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2) 会費
  - (3) 寄付金品
  - (4) 財産から生じる収益
  - (5) 事業に伴う収益
  - (6) その他の収益
- 2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

- 第46条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

- 第47条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
- 2 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画及び予算)

- 第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。ただし、総会の日まで前年度の予算を基準として執行する。

(暫定予算)

- 第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第 50 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、代表理事の承認を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

- 第 51 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第 52 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

- 第 53 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

- 第 54 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第 55 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

- 第 56 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

- 第 57 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員総数の 3 分の 2 以上で議決する者に譲渡するものとする。

(合 併)

- 第 58 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第11章 雑則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(附則)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	尾田 榮章
理事	嘉田 由紀子
理事	藤原 正弘
監事	高野 安二
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 正会員(個人・団体)年会費	1万円
-------------------	-----
- 7 この定款は平成27年6月24日から施行する。
- 8 この定款は平成27年10月21日から施行する。
- 9 この定款は平成30年6月18日から施行する。
- 10 この定款は令和8年1月19日から施行する。